

第 34 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房政策課

第 34 回
食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成25年5月9日（木）13：30～15：48

会場：農林水産省 7階 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 「攻めの農林水産業」の具体化の方向

3. 平成24年度食料・農業・農村白書（案）

4. 閉 会

【配布資料一覧】

食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料1 「攻めの農林水産業」の展開

資料2 「攻めの農林水産業」の具体化の方向

資料3 先進事例「現場の宝」事例集

資料4 平成24年度食料・農業・農村白書（案）（概要版）

資料5 平成24年度食料・農業・農村の動向（案）【非公表】

資料6 平成25年度食料・農業・農村施策（案）【非公表】

午後1時30分 開会

○折原情報分析室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、「攻めの農林水産業」の具体化の方向について及び平成24年度食料・農業・農村白書（案）について御審議をお願いしたいと思います。

本日の委員の皆様の出席状況でございます。新浪委員におかれましては、所用により御欠席との連絡を事前にいただいております。また、合瀬委員におかれましては、一身上の御都合によって3月末付で辞任届を提出され、委員をご退任されました。従いまして、ご出席の委員は16名となっており、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定により本部会は成立しております。

なお、本日の企画部会は公開されており、一般公募や報道関係の傍聴の方が約60名ほどお見えです。

それでは、この後の議事進行につきましては中嶋部会長にお願いしたいと思います。中嶋部会長、よろしくお願ひいたします。

○中嶋部会長 企画部会長の中嶋でございます。本日の会議は15時30分までを予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここでカメラは御退室をお願いいたします。

(カメラ退席)

○中嶋部会長 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の1つ目の議題は、「攻めの農林水産業」の具体化の方向についてでございます。事務局より資料の説明をお願いいたします。

○天羽政策課長 4月1日付で着任いたしました政策課長の天羽でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料1から簡潔に御説明させていただきたいと思います。「攻めの農林水産業」の展開ということでございます。

安倍総理は1月の所信表明演説で、あるべき社会像ということの中で、農山漁村の豊かな資源が成長の糧となる、地域の魅力が溢れる社会云々と述べておられるわけでございます。私どもといたしましても、これを踏まえた形で、また6月のいわゆる骨太の方針、そ

これから成長戦略、さらには夏の概算要求などの政策の節目を見据えながら施策の検討なり具体化を進めているところでございます。

この「攻めの農林水産業」につきましては、前回3月の企画部会でも御説明させていただきましたが、現場の目線での施策の検討が重要と考えているところでございまして、本日も委員の各位から御意見を賜り、今後の検討の中で活かしていくべきと考えているところでございます。

これは前回も御説明させていただいているので本当に簡単にさせていただきますが、資料1の1ページ目、左側からですけれども、農山漁村にフォローの風ということでございまして、世界の食市場の規模は今後10年間で340兆円から680兆円に倍増するということが見込まれている。また、いわゆる平成の農地改革、後でまた見ていただければと思いますが、16ページにあります平成21年の農地法改正によりまして、法人経営体など、農業に多様な主体が過去からすると5倍のペースで参入してきているといったことがございます。また、新たなライフスタイルを求める人々が着実に増加してきている。このような意味で農林水産業は今が正に分岐点だという認識に立っているわけでございます。この変化を我が国の農林水産業のチャンスとして捉え、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用し、経済成長と多面的機能の発揮と、この2つの車の両輪で施策を展開するということをしているところでございます。

今年の1月29日には農水省に「攻めの農林水産業推進本部」が設置されており、ここで3つの戦略の方向ということで、①、需要サイドであります需要のフロンティアを拡大させること、③、供給サイドの方では担い手、農地などの生産現場の強化を図ること、そしてその間をつなぐ②ですけれども、生産から消費までのバリューチェーンの構築と、この3つの方向について掲げて、現在施策の具体化など検討を進めているところでございます。

続きまして資料2、「攻めの農林水産業」の具体化の方向の1ページを御覧下さい。これは、2月の先ほど見ていただいた資料1以降の検討状況と今後の対応方向を示しているものでございます。「攻めの農林水産業」の具体化ということで、先ほどもありましたが、需要のフロンティアの拡大、生産から消費までのバリューチェーンの構築、生産現場の強化について、184の先進事例（「現場の宝」）を踏まえて、9課題を設定している。これらの先進事例の横展開（全国展開）を図る観点から施策を検討・具体化ということでございます。

この184の事例でございますけれども、現場の実態を踏まえた施策の展開を図るという観点から、農水省の地方機関を挙げて調査を実施しております、全国から報告されたものでございます。今回はその184の事例のうち23の事例を資料3、事例集ということでお配りしております。

ちょっと駆け足で御紹介させていただきますと、資料3の事例集でございますけれども、1ページ上段、輸出に関する現場の取組ということで、左からJAのところですけれども、北海道の川西のナガイモ、それから真ん中が、規格外の最小サイズのサツマイモを味重視の香港に輸出という、これは宮崎のJA、それから一番右は、小型サンマをベトナムに食用として輸出して地域雇用を確保といった事例でございます。

2ページの上段、事例3を御覧下さい。これは北海道の留萌市でございますけれども、病院とリンゴ園が連携して、グループでリンゴを育てるという共同作業を通じて社会性を取り戻す、いわゆる園芸療法を利用する取組でございます。農業分野での労働力不足へのマッチングと地域産業の発展に効果が出ているということでございます。

その下の事例4を御覧下さい。介護食品を扱っている業者が鹿児島・種子島で生産されている安納芋をペースト状なりシャーベット状にした介護食品向けのデザートを開発して、高齢者の要望に応えた、健康による介護食品の提供が可能ということでございます。

それから3ページ、下の方の事例6を御覧下さい。これは福岡の特産であります豚骨ラーメンに適した小麦ということで、県の試験場や製粉企業などと一緒に開発した、ラー麦と呼んでおり、また商標登録もしてブランド化を行っている事例でございます。全国にチェーン展開されているラーメン店でもラー麦を使った麺が使われるということで、今普及に取り組んでいるということでございます。

ちょっと飛ばして、6ページ上段の事例11は、高知県の檮原町の取組でございます。町が風車2基を設置いたしまして、風車で発電した電気を販売して町の基金に積み立てて、これを森林所有者に交付して、それを財源にして間伐を推進する。この他、公共施設の屋根を利用した太陽光発電、小水力発電など、地域資源をエネルギー生産に活用している事例でございます。

また、7ページでございますが、事例13は、農地情報を活用して農地の利用集積、遊休農地の解消に取り組んでいる事例でございます。

その下の事例14は、放牧牛の貸出制度、レンタカウと呼ばれておりますが、いわゆる山口型放牧による耕作放棄地の解消なり鳥獣害対策に取り組んでいる事例を紹介しているわ

けでございます。

このほか、たくさんの興味深いと言いますか、潜在力を感じさせる多数の取組が報告されているところでございます。

戻っていただきまして、資料2の1ページでございます。このような現場の取組事例から、ページの真ん中の部分ですけれども、1～9の9つの課題を抽出して、輸出なり6次産業化など、農業を産業として強くしていく取組、それから農業の有する多面的機能発揮を図る取組、この両者について、先ほども申しましたが、車の両輪として具体化に取り組むこととしているところでございますが、本日はこのうち3つの重点課題ということで、重点課題の①、②、③とありますが、御紹介させていただければと思います。

2ページでございます。まず供給サイドであります生産現場の強化の取組でございます。先ほどもございましたけれども、平成21年の農地法の改正、いわゆる平成の農地改革などのこれまでの農地流動化促進の取組によりまして、我が国の農業構造は実はかなり変化しております。農業の競争力を向上させていくためにも、農地の集積をさらに加速化し、担い手に農地利用の大宗が集積されるようにしていく必要があると考えているところでございます。

農地集積のポイントでございますが、この下の四角にもございますが、農地の出し手に農地を出していただく、また受け手を探し出す、そして出し手と受け手を結び付けるということとともに、分散し錯綜している農地の利用関係を整理して、担い手ごとに集約化していくといったことが重要になってくるわけでございます。また、受け手がすぐに見つからないといった場合に、一時的な農地の受け皿が必要となるということで、この中間的な受け皿のところを充実していく、整備していくということでございます。出し手から中間的な受け皿が農地を借り受けて、必要な場合にはその中間的受け皿の負担で小規模な基盤整備などの条件整備を行った上で、民間企業も含めた担い手・受け手にまとまりのある形で農地を貸し付けるといったスキームを確立したいと考えて、検討しているところでございます。この中間的受け皿の業務につきましては、市町村や農協、民間企業などに委託するということも可能として、関係者の総力で農地の集積なり耕作放棄地の解消を推進できるようにしていきたいと考えているところでございます。なお、この中間的受け皿が積極的に活用できるようにするということで、法制度の整備、国費の投入、予算措置でございますが、現場での話し合い、この3点セットで推進するということが重要と考えております。

また、②にございますが、耕作放棄地対策についても強化していくことでござります。

続きまして3ページでございます。輸出等の需要フロンティアの拡大ということでございます。輸出につきましては、これまで農水省などで、商談会の開催など、事業者に対する輸出機会の提供を行ってきているということでございますが、原発事故後の諸外国の輸入規制などにより、日本の農林水産物の輸出額は伸び悩んでいるという現状があるわけでございます。この冊子の19ページを後で御覧いただければと思いますが、ジェトロ（日本貿易振興機構）が行っております日本食品に対する海外の消費者向けの調査を見ますと、いわゆる「食」の人気が一番高いのは日本料理だということになっているわけでございます。このような潜在的ニーズがある日本料理の普及に取り組むということと併せて、日本食を特徴付ける水産物なり和牛、日本酒、青果物などのコンテンツ、キラーコンテンツなどと呼んでおりますけれども、こういうものの輸出による輸出拡大を目指していきたいということでございます。

そのためにということで、この2番の四角の3つですけれども、国別・品目別の輸出戦略を策定して、市場のニーズをきちんと把握した上で輸出の拡大に取り組んでいくというのが、このMade IN Japanのところの四角でございます。また、日本の農林水産物、食品の輸出の取組とクールジャパンの取組などとも連携して、日本の食文化・食産業を海外展開していく。さらには、ゆず、なり、くずといった日本産の食材を世界の料理界とのコラボレーションで普及させるといったMade FROMの取組といったことで、Made IN Japan、Made BY Japan、Made FROM Japanと書いてありますが、このINとBYとFROMの頭文字を取つてBFI戦略とかFBIとかと呼んでおりますが、グローバルな食市場の獲得を目指すこととしているところでございます。

続きまして4ページを御覧下さい。需要と供給をつなぐバリューチェーンの取組ということでございます。6次産業化などを支援する農林漁業成長産業化ファンドを本格展開するとともに、医食農連携など多様な異業種との連携強化を進めていく方針でございます。異業種との連携といたしましては、健康に着目して食の市場を拡大するということで健康長寿社会の実現、さらには農業・食産業の市場規模の拡大を目指すといったこと、また福祉・教育・観光等とも連携して都市農村交流の拡充を進めていくということでございます。

ただ、一方で、この分野に関する学術的・科学的知見の蓄積は残念ながら十分ではないという実情もございます。そのため、食品関連の産業界なり行政が医学・科学・情報・農

学などの関係者と連携して科学的知見の体系化を進めたいと考えているところでございます。

また、我が国の農業には品質なりブランド力といった潜在力があるわけでございます。この強みを活かしていくために、実需を基点とした新品種の開発、生産技術の導入などと併せて、品種登録なり商標登録といった知的財産も活用し、きちんと保護していくということが重要でございます。そのため、品目毎に、新品種・新技術の開発・保護・普及方針を策定して、強みを持つ農産物を生み出していくといったことに取り組んでいくところでございます。

以上、本日は「攻めの農林水産業」の具体化の方向ということで御説明させていただきましたが、さらなる施策の具体化に当たりましては、農業を産業として強くしていく取組、それから多面的機能の発揮を図る取組、両者について十分現場の声なり実態を踏まえて検討を進めていきたいと思っているところでございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容について、御質問、御意見を頂戴したいと思います。どなたからでも構いませんので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、森委員、お願ひします。

○森委員 御説明、ありがとうございました。「攻めの農林水産業」について、資料2の1ページにも右側に食料自給率・食料自給力の維持向上という項目がありまして、ずっと食料自給率の向上については課題としているところですけれども、上がらないという現状があります。今御説明いただいた中では、国民の普通の食生活において、「攻めの農業」に、一緒にやっていけるような食生活の在り方というような項目が一切ないのがちょっと不思議に感じますし、できれば是非入れていただきたいと思っています。外国との価格競争に負けないで、仮に高くても日本の物を買って食生活を維持したいという国民を増やしていくことが、国民にとっての食料の生産を守るということだと思います。日本の野菜や果物は、品質の水準が高いと言われていて、攻めていくのに十分な農作物の例としてよく出てきます。それ以外の畑作物においても、さきに申し上げましたような、仮に高くても日本の物を買うという消費者を改めて育てるというのが、攻める以前に守るための大前提になると思うので、その辺りをもう一度立ち戻って、入れていただけたらと思いながら御説明を聞いていました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、近崎委員、それから篠崎委員、青山委員、お願ひします。

○近崎委員 消費者の立場として、今の意見はすごく私も考えていたのですけれども、「攻めの農業」ということで進められていくのですけれども、やはり消費者にとっては、価格のことよりも、これから農業というか、食料については、国民も自分たちの食料を守るということで、国産の物を見直すというちょうどいいチャンスというか、意識を持たなければいけない時期に入っているのではないかと思うんですけれども、いわゆるスーパーなどで食品を選ぶ場合においては表示がはっきりされているので、国産の物なのか、外国の物なのか、一目瞭然なんですけれども、今の段階、中食とか外食というこれからもっと伸びていくその中間食品についてはなかなか原産地表示というものはありませんし、和食ということでお店に入ったとしても、果たしてその和食の料理の中に国産の物がどれぐらい使われているのかということはなかなか消費者には分からることなんですね。消費者は、価格にばかり目が行っているわけではなくて、どこで作られた物で、どういう物を食べているのかということが今後ますます食材が見えなくなっている中ではとても大事なことではないかと思うので、攻めるということはもちろん大事だと思うんですけれども、国民の食品の安全とか安心を守って、国産品を自分たちは食べているんだという意識を高めるような方向性も必要ではないかなと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、篠崎委員、お願ひします。

○篠崎委員 具体化の方向の3ページ目に人材育成があります。これがどういうイメージなのかを明確にする必要があります。先ほどのデータでは海外での日本料理のニーズが非常に高いという結果が出ていますが、こうやって会議をやっている間にも日本食レストランがどんどん世界中でオープンしています。海外の日本食レストランに対して人材供給の仕組みをどう作っていくのかは、大変重要な課題ではないかと思います。素材として農産物だけを単純に出すだけでは弱いので、人を介して広げていくということも考えなければいけない。例えばフランスでは柔道が非常に盛んですが、残念ながら日本のメーカーの柔道着はあまり使われていないという話を以前に聞きました。正に追い風の状況の今、世界に日本の食材、食文化を広げていく人材をどのようにして日本から巣立っていかせるのかを考えなければいけないと思います。これらを実現するためには、専門学校や大学・短大

で調理を学んでいる学生に、自分は修行を積んで将来はグローバルで活躍する料理人になるという意識を根付かせ、同時にその道筋を作つてやるということを考えなければいけない。世界中に日本食の料理人が羽ばたいていけば、日々増えている日本食レストランに日本の食材が入るビジネスチャンスが大きく高まります。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、青山委員。お願いします。

○青山委員 青山です。御説明、ありがとうございました。2つ質問があります。一つは、資料2の2ページの中間的受け皿のことです。既に県とか自治体に公社というものがありますが、それとこれの違いというのをもう少しお聞きしたいなと思うところです。地域によっては公社が非常にうまくいっていないという話を聞きます。貸したいという土地はあっても担い手にとっては借りたくないというミスマッチが多くて、条件不利地のところはもう塩漬けになってしまっていて、結局それで公社の運営がうまくいかないという話も聞いておりますので、そういったことと今回の受け皿が何がどう違うのかをお聞きしたいと思いました。

もう一つは、「現場の宝」の事例集のことです。職業柄この事例取材をたくさんしているのですが、今回の事例集は、これが完成版なのかどうかというのをお聞きしたい。というのは、成功事例の横展開をされるということですので、追いつこうとする産地は少なくとも自治体とか企業名は実名で知りたいと思うでしょう。一番大事な売上とか利益率、どういう助成金を使ってこういった成果をあげたのかなどお金の部分も知りたいところです。それでないと説得力がないと思います。

また、成功事例の裏には必ず失敗事例もあるはずです。そういう失敗があって、それをどう克服してきたかといった部分も伝えてこそ事例集として充実するのかなと思います。今後そういった充実を図っていくのか、これがもう完成版なのか。もし完成版だとしたら、もう少し補充された方が読む側としては役立つのではないかなと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、ここでちょっとまとめてお答えいただきたいと思うんですが、総括審議官、お願いします。

○荒川総括審議官 総括審議官の荒川でございます。よろしくお願ひいたします。私から最初に全体的な御指摘に関わる部分について御説明させていただいて、あと個別の事例に

については、それぞれ各局の担当も来ておりますので、そちらから説明させたいと思います。

まず初めに、この資料の性格でございます。ちょっと御説明が最初になくて誠に申し訳ございませんでしたが、産業競争力会議という政府の中の会議がございまして、そこで農業だけではなくて、いろいろなテーマについてそのミッションが与えられて、それについて担当する大臣がプレゼンをするという形で会議が進められておりまして、そういうものをまとめてこの6月の成長戦略なり「骨太」につなげていこうと。そういうプロセスの中で、農業につきましては、2月18日と4月23日の2回にわたってテーマになりまして、その際に林大臣から与えられたミッションに対する答えということで出させていただいたのが、この2つの資料でございます。

そういう関係で、与えられたミッションがそもそも「攻めの農林水産業」の推進ということで、輸出競争力の確保とか強い農業づくりといったテーマだったものですから、それに与えられた時間も、総理が本部長の会議なものですから、非常にタイトな時間の中で御説明しなければいけないということで、我々としては、盛り込みたい事項はいろいろあつたわけでございますけれども、今申し上げたようなテーマについて的を絞ってプレゼンをさせていただくという資料ということになっているところでございます。御指摘いただきました食料自給率なり自給力の関係とか、食の安全・安心といった問題については、当然ながら私どもは重要な課題だと思っているわけでございますが、そのような前提で作らせていただいた資料だということで、この中には十分な記述がないということで、ちょっと御理解をいただきたいと思います。我々が政策検討をする上でそういうものを没却していくということではないということでございます。

それから、事例集でございますけれども、これはとりあえずこの段階、4月23日の2回目の時までに我々が集約して整理したものということで御説明させていただいたものでございまして、実はこのようにまとめる個票といいますか、調査の原稿みたいなものはもう少し詳しいものもあるわけでございます。これが完成形かと言われますれば、この形でオープンにしているという意味では、一つこれがこの形で世の中の皆様方の目に触れているということではございますけれども、当然ながら、今、御指摘いただいたような観点で、実際に使いやすくするためにはどうすればいいかという御指摘はあろうかと思います。一方で個人情報に関わる部分もございますし、その売上あるいは失敗事例みたいなものをどのように取り扱うかというのは、これからよく研究させていただきたいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、消費・安全局、それから経営局からもお答えいただきます。

○藤本消費・安全局長 食育及び表示担当をしております消費・安全局長の藤本と申します。よろしくお願ひいたします。

消費者目線のお話で、例えば食生活の在り方について、記述がないのではないかというお話がございましたけれども、今、総括審議官からお話しさせていただいたとおりの性格の資料ですので、十分な記述がないということは御理解をいただいた上での御説明になりますが、この資料2でございますと、4ページの政策の展開方向の2、「1. を実現する政策手法」の②のところですけれども、こういった多様な業種との連携強化ということで、ここでは農業向けに書いてありますけれども、この中の我々の心として、いわゆる学校教育、それから消費者や企業とか、そういったところとの積極的な連携ということも念頭に置きながら、こういう記述にさせていただいたという経緯です。

それから、中食・外食での原産地表示の話について御指摘がございました。これについては、企業の方からもいろいろ意見がある、また生産者の中にも、付けるべき、逆に付けられないといったいろいろな意見があるということは、私どもも承知しております。今後、原産地表示についてもいろいろな議論がされるということは承知しておりますので、今日いただいた意見につきまして、原産地表示を広げてほしいというお考えがあるということも念頭に置きながら政策を進めさせていただければと思っているところでございます。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、食料産業局長から。

○針原食料産業局長 食料産業局長でございます。

食文化の普及の関係で御指摘がございました。この3ページには「人材育成」という文字が2か所ございますが、上の方のビジネスの海外展開の人材育成というのは、食品製造業の海外展開率が今1.4%ぐらいで、一般製造業の3分の1ぐらいなんですが、それをグローバル展開して、例えばMade BY Japanというのがそこのマーケットを作る。その上に立って、トップバリュであるMade IN Japanの国産の農産物を海外に出していく。そのような多重的な展開をやろうという、一義的に、例えばスイスの高級時計は現地生産のそれなりの時計とスイス生産の高い時計とでピラミッドを作るわけですが、日本食もそのような形で展開していく。そのための海外展開の人材育成というのは、人とのつながりが大事だということで、例えば企業のO Bの方、相手国の政府なり民間との人脈を持つO Bの方で人材バンクを作つはどうかというのが、この発想でございます。この①、②、③は、

食品メーカーとの共同勉強会の中でこういうアイデアを出したということでございます。

下の方の日本食文化の普及の人材育成でございますが、食文化ということを推奨する場合に、その文化の担い手というのは、それ相応の尊敬を集める方である必要があるわけですが、残念ながら日本のシェフで文化勲章をもらった方はいらっしゃいませんし、人間国宝の方もいらっしゃいません。フランス、イタリアなどでは国家勲章をちゃんといただいている。そのような文化の担い手として日本社会の中で正当な位置付けを占める、そういう方が海外に展開していく。そのような様々な取組をフランスなりイタリアの先行事例を参考にしながら今進めているわけでございます。また、今年、全日本食学会というものが設立されまして、正にそういう文化の担い手としての有名シェフの方を中心に、若手の方も組織して、みんなで盛り立てて、それで食品産業もそこに参加するといった枠組みもでてきておりますので、そういう形での海外展開も図っていきたいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、経営局よりお答えいただけますか。

○佐々木経営局審議官 経営局でございます。青山委員からもう1点の御質問がございましたので、お答え申し上げます。

資料2の2ページにございます中間的受け皿でありますけれども、これは正に委員が御発言の中で触れられました道府県にあります県公社、これを抜本的にパワーアップさせて、ここに書かれているような業務を担っていただけるような体制を持っていきたいという構想でございますので、県公社を母体として、法律に基づく権能、それから予算的な基盤の裏付け等々を付与して、こういった業務を担っていただきたいと思っております。御指摘の中にありましたように、県公社の活動実績は、いろいろなところで課題がございまして、必ずしも芳しくないといった実態にございます。その理由は、農地の仲介をするに当たりまして、売買の手法をメインにしてやってきております関係で、どの県公社を見ましても財務基盤も脆弱でございますし、地価が下がっているような局面におきましては、売買の手法というのは、下落のリスクを誰が負うのかという問題が常に付きまといます。そんなこんなございまして、確実に受け手が見つかっているようなところでないとなかなか仲介に入れないということで、取組もシユリンクしがちだったという点もあろうかと思っておりまして、今回の構想におきましては、貸借を軸に据えまして、それに法的な整備、さらには相当強力な財政支援も投じるという覚悟でこの構想を詰めてまいりたいと思っております。

それから、県公社を発展させた中間的な管理機構だけができる代物ではございませんので、この枠の中の④に書いてございますように、現場の情報に精通している市町村段階の関係機関とか民間企業のノウハウ等々とのジョイントをきちんと行いまして、総がかりで取りかかっていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

○天羽政策課長 先ほどの篠崎委員の人材育成のコメントに関して若干補足させていただきます。先日、山陰地方の大きな旅館の和食の調理師の親玉の方にお話を伺う機会があつたのですけれども、和食で一人前の料理人になるには7年かかるとのこと。今この世の中で若者にそういう7年の修行をやってもらうというのはとても大変で、なかなか後継者が育たない。それに対してフランス料理とかイタリア料理は早ければ2年だとか3年だとか、キャリアシステムも結構かちっとしたものができるているのだと。もう一つ、和食の方にはいわゆるレシピというのが完成しているものがない。彼は今作っているとおっしゃっていましたけれども、和食の調理師に対する国際的なニーズが高い中で、そういう委員がおっしゃられたような専門家の育成方法、学校の在り方なども課題だろうと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、再び委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、先ほど奥村委員が手を挙げていらっしゃって、萬歳委員、西辻委員、廣野委員、それから松本委員、三森委員にお願いします。近藤委員もお手を挙げていました。失礼しました。

○奥村委員 ありがとうございます。今回示された「攻めの農業」の具体化の方向について、相当具体的にきちんと明文化されておりまして、いよいよ本気で取り組んでいくのだなという姿勢が見えて、大変喜んでおります。というのは、私は水田農業、稻作農業を主体にしている経営体でありますし、そういう富山県という地域で農業をしておりますが、今の水田農業が今までの政策で将来250万～260万ヘクタールの水田が維持されていくかと大変心配しております。というのは、今は水田は米を作るための水田ですから、国内の需要に応じた水田の利用の在り方で米を作っておりますし、それで余った水田については麦、大豆、飼料など、食料自給率向上のためにやっているわけでありますけれども、米については今現在、温暖化とか品種改良とか技術力の向上とかいろいろあって、日本のどこでも適地になっていると思いますが、麦、大豆等については、適地、不適地がもう明確に分かれています。特に麦、大豆については、不適地で自給率を上げるために国の助成金

なり交付金なりをいくら付けても一向に自給率が上がらないですし、それから受け手の生産者にとっても、大枚な国からの助成金や交付金をいただいても、何らやったという実感が伴わない。助成金があっても、とんとんになればいい方で、所得に一向につながらない。そういう農業で、そういうやり方で、特にこれから日本の農業を支えていく若い担い手はそういうところには絶対に参入しないと思うんです。やってもやっても、価格というのはいろいろ市場で決まると思いますけれども、とれたという実感が伴わないと農業というのは成り立っていかないと思うんです。

それから、フル活用、フル活用とおっしゃいますけれども、面積をただ単に作物で埋めるだけのフル活用のための政策ではなくて、私は、フル活用というのは、きちんとした生産性があって、それが売上と結びついて初めてフル活用だと思っておりまして、そういうことであると、適地適作というのはきちんとやっていかなければいけないと思っておりますし、その代わりに、米だけ作ろうと、麦、大豆を作ろうと、飼料を作ろうと、所得が平準になるような、農家の所得がきちんと成り立つような政策はどうあるべきかということも当然考えていかなければいけないと思いますけれども、そのようにやっていただきたいと思います。特に転作作物の不適地で米を作り続けると需要がないわけでありますので、これはどんどん攻めるしかないと思っておりまして、国外にはいろいろなニーズがあるわけでありますし、日本の米は安全でおいしいからというだけの受け皿ではなくて、どういう米を食べたいかとか、どういう米を必要としているかとか、いわゆるクラウンだけではなくて、大衆車もきちんと輸出できるような恒常的な生産体制というものを国家戦略として是非やり続けていただくことによって、水田をフル活用することによって農村の多面的機能も維持されるのではないかなと思っておりまして、是非前向きに、何か新聞にも出たりしておりますが、そういうところで特区を組んで、いろいろな輸出国のニーズとかの研究機関も作ったりして、今年、来年のうちにそういう特区構想も具体化するなりしてやつていただきたいなと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

ちょっと順番を変えまして、近藤委員にマイクを回していただければ。

○近藤委員 すみません、お先に失礼いたします。

「攻め」の具体化については、大変興味深く聞かせていただきました。是非是非進展させていっていただきたいと願っております。海外にアピールできるのは、日本では人と人の作り出す品質だと思います。何か怖いから国産をとか、国土を守るために地産地消とい

うことも決して否定はいたしませんけれども、グローバルな「攻め」の展開によって様々な成功事例が、そういうことによって海外からの様々な評価があることによって、自らの国が生み出している農産物に対してみんなが、生産者の方も消費者もこぞって自らの国土、農産物に対して誇りを持つという形でフィードバックできれば大変よろしいなど、ありがたいなと思っております。

ただ、先ほど青山委員もおっしゃいましたけれども、成功事例バブルにならないようにしていただきたいなと思っておりまして、失敗例の公表というのはなかなか問題があるということも十分分かりますけれども、非常に厳しい面もあるのだということで、そこもしっかり掘り下げて、必要なところには提示していくことが必要ではないかなと思いました。よろしくお願ひいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、西辻委員。

○西辻委員 2点ありますて、1点目が「現場の宝」についてなんですかけれども、恐らく「現場の宝」を踏まえて9課題を検討というこの9課題に関しては、後で白書の話があるかと思うんですが、白書でいつも書かれていることとそんなに変わらないのではないかと思っていまして、この決定プロセスはすごくいいと思うんですが、「現場の宝」の見つけ方はどうされたのかなというのをお伺いしたいというのが1点です。先ほども青山委員がおっしゃられましたけれども、先進事例の方に、本当に事例として宝なのかなというのもいくつか見受けられたりするところもありますので、そのプロセスについて教えていただきたいのが一つです。

あと、「現場の宝」を考えていく中で、恐らくこの1～9の項目の中に横串で本当に考えなければいけない課題として抜けているのではないかと思うのが、担い手を作っていくのか、ここにどうやって優秀な人材をどんどん送り込んでいくのかということが、私は10番目の課題として挙げられるのであれば挙げた方がいいのではないかと思っています。

もう1点が、担い手の農地集積の2ページのところなんですかけれども、恐らく、先ほど公社の話があったかと思いますが、うちの会社は日本で公社と取引をしている数が一番多い会社だと思うんですが、動いている公社と動いていない公社がしっかりとありますので、うちにリストとかもありますので、質問していただければ、後で私の方で、ここの公社にはこういう問題があるとか、そんなことが言えるかと思いますので、来ていただければい

いかと。

抜本的にもっと端的に解決するのであれば、この中間的受け皿を作るよりも、もう不動産屋さんに任せてしまった方がいいのではないかなというのが私の意見としてあります。さらに農業委員会でどっちにしろいい悪いというのは判断されると思いますので、不動産屋さんに任せてはどうなのかなと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、萬歳委員、お願ひいたします。

○萬歳委員 それでは、私の方から何点か意見を述べさせていただきます。

前回も、現場実態を踏まえたということでひとつ農政を構築すべきだという話をさせてもらいました。今、現場で宝としていっぱいあるということでございました。この宝物は、正に規模拡大とかコスト低減とか、あるいは自由化ということを主張する人たちがいますけれども、こうした宝はそういったことで成功したわけではないと私は思っております。その宝の中身を十分踏まえて考えていただきたいということあります。日本の国というのは、当然、国土条件、気象条件各々の制約の中で、正に適地適産という取組の中で、農村の持っている最大限の価値を引き出して成功を収めている事例であると思っておりまして、正に活力ある農業を実現するための処方箋は、この宝のものを正に知恵として面的に拡大していくという、これが全体の農業の処方箋に当たるものだと思っております。そういう意味では、現場実態を十分踏まえた形でもってやってほしい。間違った薬を出して農村・農業を疲弊させてはならんという思いであります。そういう意味で、我々JAグループにおきましては、現場実態を踏まえたこの新農政に十分反映するべく6月に提言をさせてもらいたいということでございまして、まず今日はその提言内容を決定いたしました。今回、組織協議を踏まえまして、まとめをもって現場の意見をしっかりと方向づけをしながら正に反映していただきたいという思いでございます。そういう面で6月の段階で我々の提言を申し上げますので、ひとつ御理解をお願い申し上げたいと思います。

それから、今回の資料の中では、個別対策につきまして数値目標を設定してございます。これは大事でありますけれども、まずもって根幹である目標をしっかりと設定すべきである。正に新農政の基本目標というのはどうあるべきか。我々は、所得を拡大すること、増大すること、自給率・自給力を向上させることと考えております。このしっかりとした目標をもってその達成に向けた道筋としては個別対策を具体的に示して欲しいということで

ございまして、基本目標をしっかりとした形でもって設定すべきだという思いでございます。

それから、規制改革関係も中身に入っておりますので、まだたくさんありますが、積極的にその取組をアピールすべきであると思っております。産業競争力会議で出されているような規制改革項目、正に株式会社の農地所有なり、あるいは、安倍総理が答弁しておりますけれども、リースということで考えるべきだと、原状回復できないということからすると、所有は芳しくないといった答弁がされております。あるいは信共分離という、JAからしますと、まさに総合力を否定するような話も出ております。あるいは独禁法の適用除外の問題、これも前々からいろいろな皆さんから発言がありますけれども、こういうような規制改革では正に真の農業、地域のためにならんと思っておりますので、そういう面も十分踏まえた対応をお願いしたいということあります。

それから、報道等メディアではいろいろな抵抗があって規制改革が進まないといった指摘がされているようありますけれども、これは全くの間違いでございまして、国民に対してはそのような間違った認識を抱かないように、アピールを含めまして、積極的な姿勢で臨むべきであると思っております。

規模拡大につきましても、当然、国土条件等を含めまして制約があるわけでありまして、コスト低減といいましても、私は新潟の米農家でありますけれども、一番高い米がうちでは相対価格で1万8,000円ということになります。それを365日で割ると、つまりこれは1日50円になりますから、1食17円という格好になります。コスト低減ということでありましても、これは限度もありますので、十分踏まえた中でのいわゆる収益性を持った農業経営、安定経営、持続可能な農業というのが当然そこにあるべきだという思いをいたしております。自由化におきましても然りであります。当然これは今の段階では4,000億の状況、それを1兆円まで伸ばそうと。これは本当に、自由貿易につきましては、内外格差が解消できれば、どんどん良品質のものが国外に行って、食文化も踏まえて輸出が可能だと私は思っております。そういう意味では、今のようなお茶とかたばことか真珠といった輸出だけではなくて、いろいろな意味での相手国の文化、食文化も十分踏まえた中でこの輸出振興策を練っていただきたいという思いでございます。

以上を申し上げまして私からの意見とさせていただきます。

○中嶋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、廣野委員。

○廣野委員 私の方からは、資料2の4ページの2、②の多様な業種との連携強化という中での先ほどの説明の中で、まだこれから課題が多くて、調査研究中であるという説明でありましたが、今私たち酪農家がやっている酪農教育ファームの話をちょっとさせていただきたいと思います。

現在、全国の酪農家の仲間で約300牧場、550人ほどのファシリテーターを認証して、平成13年より酪農教育ファームを進めております。その中で、口蹄疫の関係がありまして激減したのですけれども、去年1年間で全国で65万人の牧場訪問者や体験者が来ております。私たちが今一番強く思っているのは、学習指導要領の中にあります生命や自然を尊重する態度であったり、生きる力というのを支援するためにこういう活動をやっております。対外的なことだけではなくて、我々酪農経営者の中にも非常にプラスになる部分がたくさんあります。それは、いろいろな方が牧場に来られるということで、その奥さんや娘さんといった女性が参加して一緒にやるということがあったり、交流牧場の中でほとんどの認証牧場では後継者が育っているという現実もあります。そういう関係で持続可能な農業といいますか、地域で地域とのつながりをきちんと持って新しい農業の価値を見つけていくということにおいては、こういう活動をこれから継続的、発展的にしていくことが必要ではないかと思います。是非とも先進事例「現場の宝」の中に、全国でも非常に農業生産と教育ファームとを組み合わせていい結果を出している牧場も何牧場かありますので、それも取り上げていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

すみません、ちょっと順番が変わりますが、渡辺委員が前半で御退席になられますので、先に御発言いただきたいと思います。

○渡辺委員 大変恐縮でございます。ありがとうございました。

今回、「攻めの農林水産業」という現場に目線を置いた対策が方向づけられたのは大変すばらしいことだと思います。是非これを具体化に結び付けていただきたいというのが申し上げたい点でございます。特に、184の先進事例を横展開するということが大変重要なと思います。地域別、品目別に課題を明確化して、現場の声をさらに吸収し、具体的に手を打っていくということがあります大事だと思います。是非、それを具体的な取組に結び付けていただきたいと思います。

そういう点で私の経験から1点申し上げたいと思いますが、愛知県で数百人の方から150ヘクタールの農地を集積して規模拡大に取り組んでいる現場を見てまいりました。こ

ちらは、農家のニーズと農業法人のニーズがうまく合致し、大規模農業を実現しているのですが、現場にはまだまだ改善するアイディアがございました。農地の稼働率や農機具の稼働率の問題、例えば大変高いコンバインとかトラクターを買って、その稼働率が極めて低い事例がございました。それから、生産工程を改善すれば、もっと生産効率が上がるのではないかということなど、まだまだやれることがあるのではないかということです。6次産業化という意味でいえば、我々、経済界も少しその手伝いをさせていただけたことがあると思います。そういう意味では、184の先進事例の中にも事例があるのです。

例えば、事例9「生ごみ発電による低コスト高付加価値農産物の生産・販売」は、補助金なしでも、5年で投資回収を可能とするビジネスモデルを実現した成功例だと思います。企業による農業参入がもっと許されていけば、大変高い設備投資をする場合には、重い初期投資にも耐えられるようなやり方を工夫するといったこともあるでしょう。さらに、品種改良や生産工程の見直しをしていけば、農地の稼働率が上がるという方法もあるような気がします。先ほど御紹介した愛知県の現場では、苗の品種改良によって栽培の時期を少しずらしていくことにより、土地の有効活用や農機具の有効活用というができるという事例がございました。これをさらに進めていけば、もっと生産性が上がるのではと思います。

今後、この184の先進事例に「現場の宝」をさらに増やしていく努力を続けていただき、農業生産法人の要件緩和などの環境整備をしていけば、農業強化を更に加速していくのではと期待しております。我々、経団連も農業の成長産業化に向けた後押しを引き続きしていきますので、皆さんと一緒にやらせていただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

今6名の方からお話を伺いましたので、ここでちょっと一旦切りまして、御返答をいただきたいと思います。

○荒川総括審議官 ありがとうございました。これも最初に申し上げればよかったですけれども、1月29日に「攻めの農林水産業推進本部」というものが林大臣の下、設置されまして、その中に2つの検討委員会というものが設置されております。前回の当審議会のところでちょっと御説明させていただいたかもしれません、一つが、今日ここで御議論いただいているような「攻めの農林水産業」なり輸出なり需要の拡大といったものを中心検討を進めている戦略的対応検討委員会がございまして、もう一つ、多面的機能ある

いは経営安定といった制度に関わる制度検討委員会という2つの委員会がございます。今日御説明したようなものの他にも、その多面的機能の維持のためにどういう制度を仕組んでいくべきか、あるいは経営所得安定対策の見直しをどうやって進めていくべきかといった検討は、与党の方でもいろいろ御議論が進んでおりますので、そことタイアップしながら今後、省内でも検討を進めさせていただいているところでございます。そういう意味では、奥村委員が冒頭におっしゃいました、正に水田フル活用に向けてどのように制度を仕組んでいくのかということについては、昨年の政権交代を受けて、現政権の下でしっかりと制度を見直していくということになっておりますので、これから引き続き検討していくべき事項だと思っているところでございます。

それから、その関係で萬歳委員がおっしゃいました、個別の集積の目標とか輸出の目標とかの前に、基盤となるような所得の確保とか、自給率といったもの大きな目標を設定すべきだという御議論についても、これもまた与党の方でもいろいろな議論・検討が進んでおりまして、新聞等でも農業の所得倍増云々といったことも取り上げられているようございます。これは、まだ与党の方で公約の作成プロセスの中だと承知いたしておりますので、私どもも、そういうものがきちんと組み立てられまして、その政策の方向性を打ち出すということになれば、政府・与党一体としてしっかりと取り組んでいくような体制を整えていきたいと思っているところでございます。

それから、同じく萬歳委員がおっしゃった規制改革の話、それから渡辺委員がおっしゃった規制改革の話は、今日の資料で申し上げれば資料2の11ページのところに、これまでの規制改革に関する私ども農林水産省として取り組んでまいりましたものを書かせていただいているわけでございまして、さらにはその次のページに、農業関係の皆様方からこういった規制改革をしてもらえば、輸出とか生産性の向上といったことにつながっていくのだというものがございますので、私どもはこういうものは積極的に、こういう規制改革はしっかりとやっていただきたいといったことは、そういう場でこれからしっかりと打ち出しをしていきたいと思っているところでございます。もちろん、規制改革会議という場では別途我々に対していろいろ厳しい御指摘というものがこれからも予想されるわけでございますけれども、そういったものにも現場の実態をよく踏まえてきちんと対応していくと思っているところでございます。

それから、西辻委員がおっしゃった「現場の宝」の探し方につきましては、ちょっと後ほど政策課、担当の方から御説明させていただきたいと思いますが、1から9の課題の中

で、8と9は林業と水産業なのでございますけれども、担い手の切り口がないということについては、失礼しました。8ページの5の人・農地プランのところで、担い手の育成の関係はちょっと整理させていただいているところでございます。

○中嶋部会長 それでは、次官から一言いただけますか。

○皆川事務次官 途中退席される委員の方もいらっしゃると思いますので、私の方から一言お話をさせていただきたいと思います。特に今日は、萬歳委員と渡辺委員から今回の「攻めの農業」についてのコメントをいただいたということで、特に農業界の代表と、それから産業界の代表という意味での御発言があったものですから、その点について少し私なりの考え方を申し上げておきたいと思います。

萬歳委員の方からいろいろな意味での御懸念のお言葉もいただいたかと思いますけれども、実は産業競争力会議の議論というものを私どもはやっておりまして、また委員の方々とも結構直接に意見交換するようなケースもあったわけでございますけれども、今回、私の個人的感想ではありますが、例えば産業界の御出身の委員の方が、産業界と農業界が対立するような構図ではなくて、これだけ大きな節目に来ているのだから、やれるところを総動員して、我々もできることをやるし、農業界にも頑張っていただきたいといった形での御発言が多かったのではないかなどと思っています。

そういう意味で、例えばいろいろな意味での今回の大きなプランについても、大きな方向性については、大方の委員の方々の方向性についての共感をいただいたこともありますし、その中で産業界サイドでも、我々としてもできることができればお手伝いしたいといった形でのお答えをいただいているのかなと思っております。そういう意味で、今後の議論としても、オールジャパンで対応していただけるような環境づくりということを含めて、我々としても努力させていただきたいと思っています。

それから、規制改革についての御議論もあったわけですが、先ほど荒川総括審議官から御説明したように、ただ我々が規制改革の立場で切り刻まれる存在ではなくて、我々の方からも問題提起をして、こういった農業の改革ということについて、必要な改革は何なんだろうかという観点で御議論いただけるようなことを我々としても引き続き求めていきたいなと思っています。例えば規制改革会議等でも、今回のような、私どもが今考えている農政の改革の方向性といったことも、御説明の機会があれば、私ども出かけていって説明し、そういうものに、その方向性において必要なものという形で、ただ規制改革をやらんがための規制改革といったことに傾かないように、我々としてもいろいろな意味で努力

させていただきたいなと思っています。

それから、先ほど御議論がありました農地の中間的受け皿の話でございますけれども、今回、佐々木経営局審議官からもお話しいたしましたけれども、これは相当なことをやりたいと思っております。私どもは、今までの例えば水田農業、土地利用型農業というものの桎梏、非常にいろいろな意味での苦労の源泉というものは、規模の問題もありますし、あと分散錯囲と言われるような形態、効率も上げようがないし、またそれに伴って、例えば多面的機能の維持のためのいろいろな意味での手間も非常にかかるといった体系、これをもう少しそこの効率化が図られるような形、また持続可能性のある経営にしていくためには、例えば20ヘクタール持っている経営がいても、その圃場が何十か所にも分かれているといった実態のままでは、今後においていろいろな意味での状況、持続可能性を得ることもできないといった認識に立って、それを今回大きな意味での整序が図られるような、今までの個別相対的に、ちょっと出物が出れば、ちょっとずつ付け加えて経営規模を拡大するという経過をたどってきたものですから、どうしてももう数十か所に分かれた圃場を行き来して、その行き来だけで大きな時間を費やすといった状況があるわけですが、そういうものの解消ということも併せて今回のこの中間的受け皿機構で大々的にやりたいと。また、その中には、例えばマンパワーとして公社だけでできますかといいたらできないというところは、いろいろな方々のお知恵も拝借できるような形もとて、そのマンパワー問題等々も含めて対応していくといったことを心がけたいなと思っています。

ちょっと途中退席の委員の方もいらっしゃると思いましたので、一言申し上げさせていただきました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

まだ御議論はあると思うのですが、実はこの後、白書についても御議論いただかなければいけないと、萬歳委員も途中退席されるということですので、ちょっと異例ではございますが、萬歳委員と渡辺委員に白書について一言コメントをいただいて、その上で事務局より白書の説明をしていただき、それを受け白書に対するコメントと今御指名させていただいた方には、この「攻めの農林水産業」についてのコメントを併せてしていただくという進め方にさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。申し訳ございません。私の進め方に不手際がありまして、このようなことになることをおわびいたします。

それでは、渡辺委員から。

○渡辺委員 大変恐縮でございます。ありがとうございます。

白書につきましては、委員に就任以来、地域別・品目別にきちんと問題を整理して表現していただくと大変分かりやすいし、これから対策に結び付くというお話を申し上げてきました。今回拝見いたしますと、大変そのレベルが上がってきており、大変いい分析ができていると思っておりますので、これをさらに進めて、なぜこうなっているかというところまでさかのぼって深掘りをして要因分析をされると、次の対策が見えてくる。それがこの「攻めの農業」を実現していくことにもつながってくると思いますので、是非進めていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、萬歳委員、恐れ入りますが、説明なしで恐縮でございますけれども、コメントをお願いいたします。

○萬歳委員 白書につきましては、意見を十分反映させていただきまして、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

農協関係ではJAの先進事例と期待されることを書いてもらいましたが、新農政では、ビジネスモデルの転換を含めまして、我々自らの取組をさらに強化するということにいたしております。しっかりと期待に応えられるように私どもも努力いたしますので、今後ともひとつよろしくお願いします。ありがとうございました。

○中嶋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、一度ここで切りまして、白書の説明を次にしていただきます。それでは、政策課長からお願いいいたします。

○天羽政策課長 それでは、白書について説明をさせていただきます。白書につきましては、本体も配付しておりますけれども、相当ボリュームがありますので、配付させていただいております概要版に基づきまして御説明をさせていただきます。主として前回3月18日に御説明をさせていただいたバージョン、骨子案との相違点にポイントを置きながら説明させていただきまして、必要に応じて本文も御参照いただくという形で進めたいと思っております。

まず1ページでございます。「東日本大震災からの復興～復興への歩み～」ということで、地震・津波による被害と復旧・復興に向けた取組ということでございます。この中の農業経営体の営農再開状況のデータを更新しております。前回は平成24年3月現在のデータとして40%、約1万経営体のうちの4,090経営体の再開状況としておりましたが、注の

2にございますとおり、平成25年3月現在のデータとして50%、5,070経営体ということで更新しております。

それから、地震・津波による被害関係につきましては、山内委員から、復興に向けた現場の取組を記載して欲しいという御意見をいただいておりましたので、白書本体10ページのコラムなどで取組を記載しております。

続きまして2ページ、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組でございます。下の方でございますけれども、農畜産物の放射性物質検査の概要の表を2月28日現在から平成25年3月31日現在に更新しております。

3ページにつきましては、これも下の表でございますけれども、主な輸出先国・地域の輸入規制措置緩和の動きに関する記述を充実させているところでございます。具体的には、前回は香港とEUにおける規制緩和の動きを紹介しておりましたが、今回はタイ、ベトナム、シンガポールを追加しているところでございます。なお、香港につきましては平成23年度の動きであったということで割愛しております。

それから、福島第一原発事故関係につきましては、松本委員から塩化カリウムを主成分とする肥料の施肥の効果と対応、森委員からはリスクコミュニケーションの取組、山内委員からは関係省庁による連携の取組、萬歳委員からは放射性物質の検査の状況なり農産物価格への影響、三森委員からは除染の実施範囲を示した地図の掲載といった御意見をいただいておりましたので、本体の方に記載しております。

駆け足で申し訳ありませんが、4ページ、「食料の安定供給の確保に向けた取組」ですが、4ページにつきましては前回からの変更はございません。

5ページにつきましては、松本委員からの御意見も踏まえまして、TPP協定の交渉状況を更新するとともに、TPPによる関税撤廃の経済効果の試算を左、右ですけれども、追加しております。また、本文の79ページから82ページのところにも記載しているところでございます。

6ページ、我が国の食料自給率の動向でございます。下の方でございますけれども、平成32年度の食料自給率の目標の達成に向けました主要品目の生産数量目標と現状を一覧表として掲載しております。また、右側ですけれども、緊急時における食料安全保障を維持する観点から、国内農業生産による潜在的な供給能力を示します食料自給力の考え方を追記しております。食料自給率に関連いたしましては、中嶋部会長から食品ロスに関する御意見をいただいておりましたので、白書本体の85ページのコラムに国民1人当たり摂取熱

量と供給熱量との差が食品ロスに該当するということを明記しております。

7ページでございます。食料消費の動向と食育の推進ということでございまして、前回からの変更はございませんが、食料消費の動向につきましては、食料消費支出、少子高齢化の世帯構造の変化、女性の社会進出等の切り口から分析しております、白書本体では約25ページをかけて重点的な記述をしているところでございます。

食料消費関係につきましては、中嶋部会長からなるべく長期的なトレンドを踏まえて記載して欲しいという御意見をいただいておりましたので、昭和55年、1980年からのトレンドができる限り記載するようにしております。

8ページでございます。食育の推進に取り組む事例として、健康づくりに向けた小売店の取組というものを追加しております。食育関係につきましては、近藤委員から食育と食の安全をセットで考えた取組を記載して欲しい、森委員からは食農教育に重点を置いた事例の記載をといった御意見をいただいておりましたので、本体の方に記載しております。

それから、4、食品産業の動向でございます。優良な事例を紹介するということで、タイでの取組事例を差し替えております。食品産業関係につきましては、部会長からF C P (Food Communication Project)についての記載をしてはどうか、近崎委員からは食品ロスについての記載をという御意見をいただいておりましたので、これも本体の中に記載しております。

それから、9ページ、食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組でございます。10ページまで変更はございません。食の安全関係につきましては、部会長から米国産牛肉に関する記載をするように、合瀬前委員からは野菜の衛生管理指針に関する記載をしてはどうかという御意見をいただいておりましたので、本体の中に記載しております。

それから、11ページを御覧下さい。第3章、「農業の持続的な発展に向けた取組」ということで、1、農業の構造改革の推進ということでございます。11ページ、一番下の部分の真ん中でございます法人経営体数等の推移のデータを更新しております。これは24年時点での経営体数と農地面積に占める割合6.2%ということで更新しております。

12ページにつきましては、一番上の部分の集落営農の記述を充実させていただいております。また、真ん中辺りですけれども、新たに女性農業者の取組ということで記載いたしております。集落営農に関しましては、任意組織の数の推移と、法人化のメリットなどを記載しております。また、女性農業者の取組につきましては、女性農業者の約7割が経営方針の策定に関わっているといったこと、それから平成24年10月に設立された「ひめこら

ぼ」、女性農林漁業者の全国ネットでございますけれども、これについて紹介しているところでございます。

13ページでございます。ページ下の方の右側でございますが、基幹的農業従事者の年齢構成を農業経営組織別に見たグラフを追加しております。稲作単一経営における高齢化の進行が見てとれるということでございます。

14ページにつきましては、上の四角囲いの右側でございますけれども、39歳以下の新規雇用就農者が増加しているということを踏まえまして、グラフを追加しております。新規就農者関係につきましては、森委員から新規就農者の経営類型に関する記載をするように、また西辻委員からは経営収支状況が判断できる事例の記載をといった御意見をいただいておりましたので、白書の本体の中で記載させていただいております。

それから、14ページの下の方ですけれども、農家等区分別耕作放棄地面積の推移をより分かりやすくするという観点から面グラフに変更しているところでございます。

15ページ、人と農地の問題を解決する取組ということで、上の表ですけれども、「人・農地プラン」の進捗状況のデータを更新しております。平成25年3月末現在のデータに更新して、その結果、人・農地プランを策定した市町村の割合が84%ということになっております。

続きまして15ページ、農業生産基盤の整備・保全ということでございます。下の方の右側ですが、水田の整備状況のグラフにつきまして、平成23年現在に更新ということでございます。区画整理率が63%に、1%増加しているところでございます。

16ページでございます。お米に関する記述について、前回からの変更はございません。ただ、合瀬委員からお米の生産数量目標に関する御意見をいただいておりましたので、これは白書の本体の方に記載しております。

それから、16ページの下半分ですけれども、大豆に関する記述の中で、より具体的な記述になるように、三重県の取組、地域が一体となって水田の団地的利用を進めている取組を紹介しているところでございます。

それから、17ページの野菜・果樹についての記述は、前回からの変更はございません。さとうきび・てんさいについても前回からの変更はございませんが、森委員からは国産原料の砂糖に占めるてんさい原料の砂糖の割合を明記するようにという御意見をいただいておりましたので、本体の方に記載しております。

18ページの茶・花きに関する記述につきましては、変更はございません。花き関係につ

きましては、森委員から花育の定義を明確にするようにという御意見をいただいたおりましたので、白書本体の中に記載しているところでございます。

また、18ページ、畜産物ですけれども、ここも変更はございません。

19ページでございます。上の左側、飼料作物の作付面積及び収穫量の推移、それから右側のコントラクターの組織数のデータを更新しております。コントラクターの組織数は、平成22年度564であったものが、平成24年度605組織まで増加しているということでございます。

飼料作物関係につきましては、藻谷委員から飼料の自給化、自給飼料に関する記載をと、青山委員からは飼料用米の記載をという御意見をいただきましたので、本体の方に記載しております。

19ページでございます。農業の高付加価値化等の推進ということで、19ページの下の方、農業生産関連事業の年間総販売金額のデータを平成23年度に更新しております。高付加価値化関係につきましては、山内委員から6次化で地元を支える取組を記載してほしいといった御意見をいただいたおりましたので、本体の中で総合化事業計画の認定状況などの取組を記載しております。

20ページでございます。農林水産物・食品の輸出の動向に関する記述でございますが、前回からの変更はございませんで、前回、白石委員から国別の輸出額の記載を、三森委員から現状の輸出金額の記載をといった御意見をいただいたおりましたので、白書本体の中に記載しているところでございます。

20ページの研究・技術開発の推進は、前回からの変更はございません。

21ページ、環境保全を重視した農業生産の推進ですが、ここも変更はございません。

21ページ、農業を支える農業関連団体ということですが、取組事例を変更しております、今回は農家の所得向上に向けた農協の取組事例ということで紹介させていただいております。

それから、22ページから第4章、「地域資源を活かした農村の振興・活性化」ということでございますが、22ページから26ページまで、第4章の記述についての変更はございません。

ただ、23ページの農業の持つ多面的機能の発揮の記述に関連いたしまして、森委員から多面的機能に関するポンチ絵を載せるようにと、奥村委員からは多面的機能の具体的な事例を記載するようにといった御意見をいただいたおりましたので、これは白書の本体の方

に記載しております。

24ページ、地域資源を活かした農村の振興ということでございます。24ページ、25ページですけれども、廣野委員、篠崎委員から農業と教育・福祉・観光との連携について、白石委員からは精神的な疾患のリハビリの場としての役割についての記載、山内委員からは再生可能エネルギーの取組についての記載をといった御意見をいただいておりましたので、それぞれ白書の本体の中に記載しております。

最後、26ページ、都市農業の保全と振興ということでございます。白石委員から都市農業の役割や市民農園の役割に関する記述をという御意見をいただいておりましたので、本体の中に記載しているところでございます。

なお、資料6の平成25年度食料・農業・農村施策の内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上でございます。

○中嶋部会長 どうもありがとうございました。

この食料・農業・農村白書につきましては、基本法の第14条におきまして、政府は毎年国会に食料・農業・農村の動向等に関する報告と、動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを提出することとされ、その際には当審議会の意見を聞かなければならぬということになってございます。従いまして、ここで審議させていただくわけですが、全ての委員から御意見を頂戴したいと思っておりますので、本日は山内委員から順番にお一人ずつお話を聞いていただければと思っております。それで、先ほど御発言をとどめてしましましたけれども、前半の議題に関して御意見がある場合は、併せて御発言いただければと思います。それから、先ほど申し上げましたように、全員からお話を伺いますので、誠に申し訳ございませんが、コンパクトに御発言いただければと思っております。御協力、よろしくお願ひいたします。

それでは、山内委員、お願ひいたします。

○山内委員 白書について先に申し上げます。後ほど前半の部分について1点申し上げます。

白書は、委員の意見が加筆され、また、図表を使って分かりやすく表現いただき、よかったですと思っています。

51ページに福島の生協の事例を入れていただきました。放射性物質が放出されました福島県下で、とりわけ小さな子供を持っていらっしゃる生協のメンバーの皆さんに、本当に

この食べ物を食べさせていいのだろうかという不安の中から、実際に食事を作っていただいて、普通に食べていただいているものを1食余分に作って、それを2日間、6食分、生協の商品検査センターで放射性物質のチェックをしたものでございます。その結果、問題になるような値ではないということが分かつて、非常に安心いただいた事例です。本来は、家庭の安心を提供するための実態調査ということでしたので、農産物信頼確保に向けた取組として始めたわけではないのですが、結果的に県外のものを子供に食べさせなければならないのだろうかと不安に思っておられた消費者の方に、そういう心配はないということをお伝えできた事例として理解いただければと思います。

前半の「攻め」の問題については、1点申し上げます。資料2の2ページにございます、生産現場の強化に向けて、農地集積、耕作放棄地解消に係る数値目標を設定して具体的に前進されるということについては、期待したいと思います。農地集積の推進を進めれば、農業生産のコストも削減しますので、ひいては消費者の負担とか納税者の負担も軽減されると理解しています。農業経営の収益性向上を実現し、経営基盤の強化がされれば、国民としても安定的な持続的な食料供給が続けられるという安心になりますので賛成したいところですが、今までこの方法に関わって様々な法律が作られ、取組がされてきたと存じ上げておりますが、それぞれの持っていた問題点をきちんと、今まで行っていただいたものを検証していただきて、有効な取組を行っていただきたいと思います。ふだん私どもが接している金額とは桁外れの莫大な予算が投入されると理解しています。来年から消費税率が上がろうとしておりますが、税金をどのように配分していくのかということに関心が高まっている今、今後もこうやって国税を投入してインフラを造っていくことは重要だとは思いますけれども、是非国民にわかりやすく説明いただき、納得の得られるような方向を志向していただきたいというのが、意見でございます。

あと、この企画部会の本来の役目である2015年に向けた食料・農業・農村基本計画の策定のおおよそのスケジュールを教えていただければと思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、森委員、お願ひいたします。

○森委員 食育、それから砂糖原料についての詳細、多面的機能について意見を反映していただいて、ありがとうございました。大変よくなっていると思いました。お疲れ様でございました。

その中でももう一度意見を言わせていただきたいことが2点あります。詳細版の方の88ページの図2-2-8、食料自給力の考え方のところで、大変細かいことなんですが、食料自給力の下に緑色の矢印が出て3つの項目が書いてありますけれども、これは双方向性ではないかと思うので、図についてもう一回検討していただきたいなと思います。

部会長、どこの図を言っているか、ページがお分かりでしょうか。

○中嶋部会長 今日お配りいただいた資料5の88ページ。

○森委員 はい、そうです。

○中嶋部会長 図2-2-8ですね。

○森委員 はい。その緑色の矢印が下に向いているのが、双方向性なのではないかと思うんですけども、矢印というよりは、イコールではないかと思いました。

○中嶋部会長 はい、分かりました。

○森委員 次なんですけれども、先ほど「攻めの農林水産業」の中で、産業競争力会議の資料であるということによって国内の自給率についての言及がないんだという御説明は、大変よく分かりました。分かるんですけども、特に報道では、外国に打って出られる農業といったニュアンスのことばかり伝わっていて、一般消費者がそちらの方ばかりに目を向けています。自分たちがどんなものを食べているか、特に加工品になっているものの原料について、考えが及ばなくなっているような傾向があるのを懸念して、先ほど申し上げた次第です。多面的機能などについて、農地を維持すること、生産を維持することが国にとってどれだけ大事か、攻める農業のためには生産基盤の整備を改めてしなければならないこともたくさんあると思うので、その辺のコンセンサスを得られるようにしていただきたいと思います。

白書の本文の314ページ、意見を反映していただき、図4-2-2と4-2-3で、洪水防止機能の発揮など、前の白書にはなかった図を入れていただきました。これを見てくれば少しは分かっていただけるのかなという気もしますけれども、こういう白書を発表しても、この記述の場所までなかなか一般的な消費者は見ることがないので、何か違う発信で、こういうことも大事なんだよということを言っていただければと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、藻谷委員、お願いいたします。

○藻谷委員 私は特定の団体や会社を代表していないものですから、前半は発言を自粛し

て皆様にお時間をお譲りしておいてよかったです。前半と後半の2つのお話がシンクロするところについて政策の成功に向けたコンサルティング的な観点から意見を申し上げます。ここで御回答いただきたいというのではありませんが、「攻めの農業」を成功させるためには、是非農水の方、これを考えないと、落とし穴がありますよということを申し上げます。

白書でいうと270ページです。日本の農産物は、実際には残念なことに輸出額が下がっているわけです。私はたまたま2009年から10年にかけてシンガポールに住んでおりましたが、当時は地元民向けの高級スーパーなどでも非常にたくさん日本の農産物を売っていました。ところが定点観測しておりますと、最近明らかにシンガポールで売り場に占める日本の農産物の割合が下がっています。恐らく農水の方や関係者の方は、これは原発事故のせいだと思っていらっしゃると思うんですが、直接のきっかけはそうであっても、本質的な理由はそうではありません。同じく原発事故の影響を受けたツーリズム、日本への旅行に関しては、シンガポールでの回復は遅かったですけれども、13年から徐々に回復が始まっています。他のアジア諸国ではもっと早いですね。しかし農産物輸出は回復していない。だから、これは原発の影響もありますが、もっと根本的な理由が一つあるということを申し上げておきたい。残念ながらこの白書と「攻めの農林水産業」に言葉として言及されていない話です。何も今すぐに書かなくていいんですが、これを3年ぐらいやって、いまひとつ成果が出ないなということになった時には、絶対これを加えないとダメだということを申し上げます。クオリティーコントロールです。

リンゴは、青森産リンゴがアジアではよく売れていたのですが、この3年間で残念ながらニュージーランド産の「ふじ」などに取って代わられつつあります。確かに日本産のリンゴはおいしいです。ただ、同じ「ふじ」でおいしさ95%掛けぐらいのものをニュージーランドその他で作れるようになったのに、値段は日本産の方が大変高いので、そっちに取って代わられました。「攻めの農林水産業」に書かれているゆずも同じで、日本産のゆずはおいしいと思うんですが、日本の商社などが一生懸命工夫して、日本産かける95%ぐらいの味のゆずを外国でずっと安い値段で作れるようになれば、やはりそっちに代わってしまう危険がある。

なぜそうなったか。日本産はずっと値段が高くても価値がある、お金のあるときに買うものだというブランドを確立せねばならなかったのに、日本国内の輸出事業者のうちのごく一部の人が粗悪品のリンゴをアジアに大量に売ったことで、ブランド自体が崩れてしま

ったのがきっかけだったと聞いています。日本産と思って買ったら、とんでもないリンゴだった。こんなのもあるのだったら、何も日本産を買わなくていいではないかという認識が広まってしまったということです。トヨタさんだと絶対やらないですよね。「トヨタ車」と書いてあっても、その中に1%ぐらいとんでもない車が入っている、などということはトヨタは絶対に避けるのですが、農産物の場合、1%ぐらいとんでもないものが入っていることはなかなか避けられない。これが日本産ブランドをぶち壊しにします。ですから、「攻めの農業」をやる時には絶対にクオリティーコントロールが必要。日本産と名のついた、本当に日本産なんだけれども品質の劣るものを外国には出さないということです。これは規制強化ですが、それが必要です。トヨタは自社の中でやっているのでこれを規制とは言わないのですが、農業の場合は無数に輸出する人が出てくるので、自由経済信奉者の方には申し訳ないのですが、各生産者の努力では無理、規制強化をしないと無理なのです。

現状ではそんな話は追加できないと思いますが、是非3年後ぐらいにこの議論を振り返って次の手を打つときに、あの時そういうことを言っていた人がいたなということだけでも覚えておいていただきたい。この意見には今御回答いただく必要はありません。

時間を超過して申し訳ありません。もう一つだけつまらないことを言いますが、この白書を実際に書いている若手官僚の方へのメッセージです。白書は国民一般がさっと読んで分かるように書かないといけない、その点、ところどころにお役所仕事と申しますが、読み手の視点に立って検討が加えられた形跡がない表現があるのが残念だということを申し上げます。最も典型的なのは51ページ、先ほど御言及のあった「福島の食事に含まれる放射性物質を検査させてみたけれども、ほとんど出ないではないか」という事例です。ここには、それぞれ100家庭調べて、セシウムが1ベクレル以上出てきたのは12、13しかありませんでしたと書いてありますね。これは、放射能のことを知っている人は、読んだ瞬間に大したことはない、というか全く原発の影響がないと言ってもよいなど分かるのですが、知らない人が読むと、「食事から放射能が出ているのか、これは大変だ」としか読めません。どこにも「この放射線量は多いのか少ないのか」という評価が書いていないからです。1ベクレルがいかに小さい数字かということが書いていないし、最大これぐらいと書いていないから、他の地域と同じレベルではないか、ということが読んでも分からんですね、これでは。これは、書いてある内容が間違っているのではなくて、白書を書いている執筆者の各若手の皆さんとのセンスの問題です。皆様とは同じ空気を共有していない人が読

んでも分かる表現を、ちゃんと書かなくてはいけません。こんな細かいことまで上の方のコントロールで何とかするようではどうしようないので、各書き手が、疑いを持って読んでいる者に対しても「仕方がない、農水の言うとおりだ」と言わせるという注意を持つて、事実を客観的に、しかしあるよう書いていただきたいということです。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、三森委員、お願ひします。

○三森委員 ありがとうございます。私の方はちょっとお願ひがございます。今、最近多面的なということがとても多く表現されているんですけども、また多面的の中の経営・生産の強化、この部分が「攻めの農業」の部分に関するかと思うんですけども、白書の方でも書かれております公益的な部分、例えば空気・水・環境・国土保全・食文化の公益的な機能は他の産業では生み出せないことを深く国民に理解していただけるような表現またはそういったものを使っていただきたいということを切にお願いいたします。

それと、まず「攻めの農業」をする前に、本当に農業者が強くなっているのか。足腰のしっかりした、例えば会社でも、組織でも、個人でも、経営ができる体制をまず国内でしっかり作り、それを、国民の農業の理解をすべきであって、買い支える先ほどの国の農業の公益的な部分の国民が所有しているものを共有できる、農業の根本的なものをもう少し理解していただいて、そこから攻める農業があるべきではないかと思っておりますので、この辺の部分もしっかり国の方ではお考えになっていただきたいなということ。

もう一つ、ごめんなさい。耕作放棄地に関して、現在、耕作放棄地にお金が出ておりますが、実は耕作放棄地を予防するところにもきちんとお金をしていただかないと、もう終わってしまったものに無駄な税金をかけることは、私はないと思います。できる前の予防にしっかりしたお金をかけて、耕作放棄地にならないような制度を作っていただくということも現状の私たち中山間地果樹の場合ではうたいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、松本委員、お願ひします。

○松本委員 時間も迫っているんですが、2点、それぞれ白書の1つと、それから前段のところで1点申し上げたいと思います。

多くの方から指摘が出ている、この度の「攻めの農林水産業」の具体化の方向という中

の2ページで、農地の中間的受け皿、仮称で県農地中間管理機構ということで記載があるわけですが、先ほど次官からも総括的にお話がありました。その上でなおかつ念押しの御意見を申し上げておかないといけないなと思うんです。このスキームといいますか、仕組みなり制度は、もう40年の歴史を持ちまして、農林水産省が歴史的に大きな旗を持って取り組んできた大命題でありまして、御案内のとおりであります。結果的にはなかなか成果をあげていない。風前のともしびという状況にあったものを、誤解を恐れずに言えば、いま一度再登板させるということだと思うんです。最後のチャンスかということだと思うんです。

先回のこの企画部会でも申し上げましたけれども、かなり農村の実態は変わっておりまして、この農地の権利に係る状況は、相続の関係で大変、地元におられない方々が権利を取得するということがどんどん拡大するという状況。これは、これまでの先輩方もあまり想定していないといいますか、触れなかつたところであります、これに臨まなければいけないということ。それから、この白書にもございますけれども、俗に40万ヘクタール、最近では滋賀県ですか、この耕作放棄地があると言って流布されるのでありますが、この内実を見ますと、半分は、私からすれば、既に涙をのんで農地から外すという覚悟も必要だという時に至っているのではないかと思うんです。実際に、今お隣の三森さんがおっしゃいましたけれども、お金をかけて現役復帰していただくという農地は、それは3分の1ぐらいかもしれません、国民的に認められるのは。そういうことをいま一度きちんと整理して、その上で今の法制度的にもできている農地保有合理化法人というのでしょうか、今までいくと県公社、市町村でいきますと、平成21年度の制度改革で貸借に關係して円滑化団体がもう既にできているのですが、これも機能していないということなんでしょうかね。しかしながら、この辺りのと県段階と市町村段階、こういうところの機関について、どうスキームを連携させるなり、頭の整理をするのかということをきちんとやっておかないと、実行する現場は大変混乱すると思いますよ。旗印だけで、時の政権がやっているからということだけではなくてと思いますけれども、よほど最後のチャンスとして整理して臨まなければ、もうもとに戻らないということになると思います。

この関係に関わっている一人として思いますと、装置はあるのだけれども、何がだめなのかというのは、申し上げましたように、保全とか、権利をあっせんする、それから新しい担い手に移すといった時のタイムラグにどう対応するかということです。これは大変コストが掛かる。時間的なラグもある。これを政策的に支援するしかないと。先ほど一部不

動産会社さんとおっしゃいましたけれども、貸借の10アール当たりただでも貸そうかという、あるいは10アール当たり1,000円というところで、どう手数料が出来ますか。宅地の売買ではないんですから。そういう実態的な問題をよく整理してこのスキームを起こさないと、結果的に大失敗するということです。

装置はあるのですから、何が一番問題かというと、確かに財政もあります。財政は大きいでしょう。もう一つは、農村現場でマンパワーをどううまく稼働させるか。市町村と県段階と、いろいろばらばらなマンパワーはありますけれども、かなり縮小していますけれども、その縮小しているマンパワーをどう本格的に最高の稼働をさせるかという知恵を今回はよくよく考えて作ってもらわないと、現場はそれこそ大混乱になるということだけ申し上げたいと思います。

それから、白書です。最近いろいろ産業競争力会議等もあるようありますて、耳にするのですが、またぞろ農地の一般株式会社への開放といった議論もあるかに聞いておりますが、これは御案内のとおり、3年、4年前の国会で平成21年の農地制度の抜本改革をやったわけです。3年がかりの議論がありまして、やったわけです。その時に衆参の国会の委員会での附帯決議が出ております。読み上げますけれども、「家族経営及び農業生産法人による経営等を中心とする耕作者が農地に関する権利を有することが基本的な構造であり、これらの耕作者と農地が農村社会の基盤を構成する必要不可欠な要素である」ということを両院があの時に念押しで言っているのです。その大変な議論の中で今の法制度を作ったわけでありますから、よくよくその辺りはかみしめて対応願いたいということを白書に関連いたしますことで言いたいと思います。

今回はいろいろと私の意見も聞いていただきましたので、感謝申し上げますが、来年、そういう面で新しい農地制度で、1,000社ですか、一般法人も入ってきておられるということです。現場で大変活躍いただいているということあります。一方で、これは不幸なこともありますけれども、残念ながら撤退された法人もございます。こういうところをきちんと分析して、持続的な地域社会での法人の活躍が継続していくという観点から、次の白書では分析をお願いしたいと要望いたします。

以上であります。少し長くなりましたが、お許し下さい。

○中嶋部会長 ありがとうございました。いえ、大丈夫です。

それでは、廣野委員。

○廣野委員 私の方から、新規就農者の件なんですが、39歳以下の新規就農者が年

間1万3,000人から1万5,000人程度ということなんですけれども、5年以内にこのうち3割の人たちが、生計が安定しないということで離農するということが書かれております。これは非常にもったいないということを感じております。今、政府の方では、農の雇用であったり、青年就農給付金で入口は広げていただいております。夢を持って就農した若者の離農が3割から2割、1割になるように、それぞれの立場の人たちがそれぞれ、その時に応じて支援を継続的にやっていくことによって減らせるのではないかと思っております。

それともう1点なんですけれども、こういうこれから10年、20年、30年と経営を続けていく農業経営者の方と、今は元気なうちはやっているけれども、いつまでやれるか分からぬという人たちとの政策支援というのは、もうはっきり分けていかなければいけない時期が来ているのかと思っております。その辺も次の白書にはちょっと分かりやすくしていただけたらなと思いますので、お願ひいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、西辻委員。

○西辻委員 白書の内容はすごくいいと思っております。もし可能であれば、今後の運用の中で、例えば農水省の中の人がツイッターとかフェイスブックで、白書とはこんなものなんだよとか、そんな運用に1人担当者の方を付けていただいたらしくてもいいレベルなのではないかなと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、近崎委員。

○近崎委員 白書のことですけれども、概要版の13ページの農業経営組織別基幹的農業従事者の年齢構成というところのグラフがすごく何か、農業はもう高齢化、高齢化といって、本当に大丈夫なのかと思った時に、このそれぞれの野菜とか酪農とか施設野菜とか、そのように年齢構成を分けてあるグラフを見ると、養豚とか酪農ではまだ若い人たちがいっぱい頑張っているということを見て、農業に対する期待というのがすごく感じられて、このグラフはすごくいいなと思ったんです。もう一つ、私だけなのかもしれないんですけども、その隣のグラフなんですけれども、右左に目盛りがあるんですけども、表とかグラフというのはぱっと見て分かるというのが一番の利点だと思うので、ちょっとその辺が、私がそういうものを見慣れていないからかもしれないんですけども、そのことがすごく気になりました。

それから、白書を離れてのことなんですけれども、昨年度、放射能の食品安全について、食品安全委員会と農水省と厚労省の方々が全国で講演をされて回られたんですけれども、そういうことは今年度からも、放射能ももちろん必要なんですけれども、TPPに加盟するということになったので、その中身とか、また食品の表示が変わるということで、消費者にとってもすごく重要な改革になると思うので、そういうことを分かりやすく地域に行って消費者にじかにお話をさせていただきたいと思います。

それから、食品ロスについても、国民運動の展開に向けた食品ロスの取組を推進していくこととしますと白書にうたわれているので、それも併せて、全国に声を届けていただきたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは白石委員。

○白石委員 白書と併せて、先ほど「攻めの農林水産業」の具体化の方向についても意見を申し損ないましたので、申し上げさせていただきます。

まず、具体化の方向の中での3ページの部分、目標の中に、グローバルな食市場を今後10年間で340兆円から680兆円に倍増するというかなり具体的な記述があるのですが、自給率の問題になるのですが、白書の中ではカロリーで50%、生産力で70%とうたっているのですが、やはりこの自給率を上げていくというのも「攻めの農業」として十分捉えていくべき大切な課題であると思うんです。海外ばかりではなくて、国内産業への攻めの戦略がグローバルな市場に向けては340兆円から680兆円と非常に具体的な数字が出ているのですが、もう少し具体的な国内自給率へ向けての攻めについて御議論いただきたいなと思っています。

それから、横のページの4ページなんですけれども、技術革新について、新品種・新技術の開発というのは確かに大切で、我々も期待するところですが、全国に残る伝統野菜の見直し、伝統農産物は食文化とも密接な関係がありますので、是非このところも捉えていただきたい。平成22年度の白書を事務局から資料として頂戴しました。白書の中に、平成22年度には全国各地に残る伝統野菜という記述がありました。地域の食材を守っていくというのも、非常に大きな攻めでもあるし、白書の中にも是非データとして記載していただきたいと思っております。

それから、専門の都市農業なんですけれども、意見を聞いていただきまして本当にあり

がとうございました。反映していただきました。

その中で1点残念に思うのは、昨年、都市農村交流課都市農業室で都市農業に関する検討会が約1年あったんです。諸般の事情で今回の白書には掲載されないと伺いましたが、都市農業はある意味で都市的地域も含んだ3割の我が国の農業に関わる部分でもありますので、今後の白書の展開と同時に是非議論の継続をこの場をお借りしてお願ひしたいと思います。是非来年の白書にはその方向性が少し記載されることを期待したいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、篠崎委員、お願ひします。

○篠崎委員 白書に関しましては、前回よりもかなりよくなつたと思っていますが、気になるのは事例です。行政では事例を並べて、こういう事例がありました、ああいう事例がありましたということで終わることが多いのですが、これらの事例がその次にどうなるのかということを考えなければいけない。事例を全国のモデルとして発展させるためのロードマップみたいなものが必要になってくるのではないかと思います。

また「攻めの農林水産業」ということで、正に相撲でいうと不知火型、攻めの姿勢をかなり強くしてきましたが、農業は地域性がかなり違う産業でもあります。今日は網走から来ましたが、本州の農業とは経営のやり方がかなり異なります。その中でグローバルに打って出る時に、どういう駒でいくのかということは現実的な問題として非常に大事なことではないかと思います。将棋と同じように、それぞれの役割を考えながらやっていかないと失敗する可能性が高まります。オールジャパンという旗印はいいと思いますが、現実的には戦略・戦術の段階で、どの駒が勝てるかというところを明確にしながらやっていく必要があります。オールジャパンで行ったのはいいけれども、玉砕しましたでは、話にならない。勝率の高いやり方を選択していく必要があるのではないかと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、近藤委員、お願ひします。

○近藤委員 短く、食の安全のところで、139ページですか、リスクの科学的な判断というところが非常に盛り込まれているのは、理解しやすくてよかったですなと思います。ここで表現されているのが消費者の信頼性確保に向けた取組ということで、あともう一つ、食品産業の方では消費者の信頼向上と、同じような表現が別々に行われているので、この辺をもう少し、違う取組なんでしょうけれども、やっている目標は同じなので、何とかうまく

横串にできないかなと思いました。

食育関連の事例のところで、地域における食育の取組のところが、地場産業であるとか、地域の料理人から学んだとかということを非常に取り上げられていて、興味深かったのですけれども、食育の大きい目的の中に、食育推進計画でも地産地消や食文化と同時に食の安全とか食品ロスの問題が関心高く取り上げられておりますので、この事例の中にもそういったものが盛り込まれていたらよかったなと思いました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

奥村委員、お願いします。

○奥村委員 白書の方ですけれども、おおむねよくできていると思っておりますが、第3章の農業の持続的な発展に向けた取組の項でありますけれども、いわゆる現状をきちんと、法人経営体なり、家族経営体なり、集落営農組織なりの現状を発展的に推移していると記述してありますが、現場では、例えば小規模な集落営農経営体、面積が小さい集落、10ヘクタールとか15ヘクタールというところはもう限界に来ているそうです。次の機械を投資しようにも、15ヘクタールでどうして更新できるのかということもあるやに聞いております。それから、例えば10ヘクタール前後、10～20ヘクタールぐらいの家族経営でやっていらっしゃる方の高齢化による担い手、きちんと今までのように子供に継いでもらえないとか、そのようなことも地域では現実に生まれてきております。そういうこと等々もありますし、その受け皿をどうするかということも常に考えておかなければいけないと思います。それと同時に、これから法人経営体であろうと、家族経営体であろうと、集落営農経営体であろうと、作ってよしということではなくて、これをいかに持続的にきちんと継続して発展していくかということになると、地縁とか、生産とか、販売とか、試験研究と、いろいろな目的によった連携ということをしていかざるを得ない。A法人とB集落営農とか、家族経営体と集落営農経営体と地縁型で農地を有効に活用しようとか、生産体制をきちんと構築して商と工の取引を安定化しようとか、いろいろな目的の連携ということを視野に入れた事例も全国にあると思いますので、来年に向けて、そういう事例もいろいろ見て見ながら、それを白書に盛り込むということも、来年に向けてでありますけれども、考えておいていただきたいなと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは最後に、青山委員、お願いします。

○青山委員 白書については、特に、これでよろしいかと思います。

単純な感想なんですけれども、「攻めの農林水産業」の御説明を聞いている時と、この白書をざっと見ている時に、かなりギャップがあるという印象を持ちました。産業としての農業と、農地を守るとか農村を保護するとかという農業と、農水省の役割が大きく分かれたといいますか、2つの柱があるんだろうなという気がしました。そういう意味で白書を見た時に、2つの柱が混同して記述されているように思います。「攻めの農林水産業」で輸出のこととかなり出ていますけれども、白書では2章の4節辺りで述べられています。一方で6次化とかファンドのことは3章の6節というように、産業としての農業なのか、あるいは農地保全としての農業なのかという分け方ができるとしたら、白書を読む側ももっと早くみたい資料を探せるような気がします。現段階では1冊全部読まないと、その辺がちょっと混同して分かりにくい部分があるなという気がいたしました。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

最後に、私からも一つだけコメントさせていただきたいと思います。いろいろ私の意見を反映して、修正していただきて、ありがとうございました。それで、詳細版の85ページにコラムを入れていただきまして、供給熱量と摂取熱量の差のグラフを載せていただいたのですが、この説明ぶりを見ると、この差が食品ロスと理解できるように書いてあるのですが、これは研究者の方でも、それだけではない、それだけでは説明し切れない差なんだという合意がありますので、もう少し書きぶりを変えていただきて、そこら辺、間違った理解にならないように御配慮いただきたいと思います。

それでは、これで全員の委員より御意見をいただきましたので、もう時間は過ぎておりますけれども、これもまたコンパクトに事務局の方から御返答いただければと思います。

○高橋政策課調査官 政策課でございます。先ほど西辻委員から、事例の収集プロセスについて御質問がございました。端的に答えさせていただきます。

今回の事例につきましては、農政局がまず手持ちの様々な事例をもともと収集しているものがございます。それはメディアであったり、補助事業であったり、そういったものが全体でおよそ550、日本全国でピックアップされました。その中から、地域の特別優秀なリーダーがいるために実現しているというものではなくて、地域の様々な課題が克服されれば他の地域でも応用できるものはないかと、そういった基準でピックアップを、さらに各農政局に集まったそういう550ほどの事例を、各原局、生産局であり経営局であり農村

振興局でありというところが現地に調査を行い、そういった横展開できるような事例はないかという判断でピックアップしたものでございます。委員の皆様から、まだまだ不十分ではないかといった御指摘もありました。さらに事例の収集については、皆さんのお指摘に沿ったというか、よい事例が集められるように研究してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○折原情報分析室長 白書につきましては、松本委員から、法人の参入・撤退の実態分析、あるいは、奥村委員から、家族経営体と組織経営体の連携した取組事例といったものを今後紹介してみてはどうかというお話がございましたので、来年度の白書に向けて検討を進めていきたいと思います。

近崎委員からは、グラフが見にくいという御指摘がございました。これは2つのパラメータを1つのグラフに示すため、左右に目盛りが表示されています。このような表示を改善できるかどうか、1年間、もう少し勉強させて下さい。

藻谷委員からは、放射性物質の検査の書きぶりについても御指摘いただきましたので、それらも踏まえて、来年度以降きちんと対応していきたいと思います。

以上です。

○天羽政策課長 山内委員から基本計画のスケジュールについて御質問がありましたけれども、食料・農業・農村基本法においてはおおむね5年ごとに見直しということになっていまして、前回からおおむね5年というのが平成27年ということになります。従いまして、通常であれば26年度末、27年3月末を目がけて基本計画の見直しの作業をするというのが通例のパターンではないかと思います。

私からは以上です。

○中嶋部会長 それでは、経営局と生産局からそれぞれコメントをいただきます。

○雨宮生産振興審議官 白石委員から新品種の話をいただきましたけれども、品種は農業をする上で最大の技術であり、最大の武器だと思っています。実需からより評価されるものあるいは消費者から喜ばれるものをより迅速にできるような品種改良を進めていきたいと思いますけれども、それを核にして、いろいろ知財なども戦略的に使って、ブランド化を進めていきたいと思っております。その際に、埋もれている品種も、活用できるものは十分活用できるように取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○佐々木経営局審議官 経営局から、何人かの委員の方から中間的な受け皿の件あるいは新規就農の件で御指摘を頂戴いたしました。納税者の方々にきちんと納得していただける

ような体制づくりという観点を山口委員から御指摘いただきましたので、わきまえてやつていきたいと思っております。

それから、三森委員からは、耕作放棄地の予防に目を向けるべきだという御指摘がございまして、正に御指摘のとおりだと思っておりまして、そういったところも含めて対策が打てるよう構築してまいりたいと思います。

松本委員からは、関係機関の連携、現場が混乱しないように設計していくべきだという御指摘だったかと思います。総力を挙げていかないと間に合わないという事情だと思いますので、そこがきちんと実行できるように工夫してまいりたいと思います。

廣野委員からは、39歳以下の就農者が5年間で3割離農されるのはいかにももったいないというお話がございました。全く同感でございまして、「人・農地プラン」の地域地域の話し合いの中で、新しく就農された方々を地域でも支えていくという体制づくりとセットで、歩留まりが上がるよう、お互いに工夫してまいりたいと思っております。

それから、奥村委員から、限界的な地域が増えてきているといった御心配の御発言がございました。正にそういったところでどういう将来像を描いていけるのかというお話し合いをしていただくことと併せて、いろいろな事例がございますので、そういった点を当方も御紹介することも含めて対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○中嶋部会長 それでは、食料産業局長からお願ひいたします。

○針原食料産業局長 答弁は要らないということで紹介があったわけですが、輸出減少の原因はクオリティーコントロールであるということで、いろいろな要因があるのですが、この問題は、十分正確かどうかは分かりませんが、かなり認識していまして、1年半前に作りました輸出戦略、例えば日本産であることにあぐらをかかずに、基本に忠実にやっていこうと。例えば、GAP、HACCPをしっかりとやっていこうと。グローバルGAPを東南アジアの国はもうとて輸出しているわけで、日本は日本産だからいいだろうということでやっているとなかなか苦戦するということもございます。それから、一部の粗悪品事例の報告も来ておりますので、その辺も踏まえてやっていきたいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、消費・安全局長から。

○藤本消費・安全局長 前半部分で酪農教育ファームの話が廣野委員からございました。

食育の関係で事例を把握していますが、今回の事例集の中に酪農教育ファームは入っておりません。農業生産と酪農教育ファームとの連携についても、今後また勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、経営局、もう一つお願ひします。

○佐々木経営局審議官 すみません、前半の御指摘でお答え漏れがありました。西辻委員から扱い手対策の御指摘がございました。当然、人の問題と農地の問題はいずれも大変重たく、かつ重要な問題でありまして、とりわけ人の問題につきましては、昨年度から新規就農対策を、従来なかった対策を始めるといったことを含めまして取り掛かっているところでありますけれども、さらに使い勝手の面等も含めまして、いろいろなお声を伺いながら充実させていきたいと思っております。

それから、県公社の情報をいただけるということでございましたので、後ほどこれは個別にお願いしたいと思います。

○中嶋部会長 それでは、農村振興局からお願ひいたします。

○林田農村振興局次長 白石委員から都市農業についての御発言がございましたので、私どもといたしましては、この白書の中でその検討会で出された方向について織り込んだつもりでございましたけれども、引き続き検討するようにというお話がございました。これは中間取りまとめの中にも出てくるのですけれども、都市農業につきましては、都市計画法等の土地利用制度上の位置付け、今日は国土交通省もいらっしゃっていますけれども、国土交通省の社会資本整備審議会の方でも前回も並行して議論が進められましたけれども、そちらの方の議論と並行して、今後さらに議論を深める必要があるという指摘がなされておりますので、私どもは国土交通省と連絡を密にしながら引き続き検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、食料安全保障課長。

○太田食料安全保障課長 食料安全保障課長でございます。森委員から、88ページの自給力の図のことにつきまして御指摘をいただきました。おっしゃるとおり、イコールの意味でございますので、意味がちゃんと正確に伝わるように改善したいと思います。

それから、白石委員から、攻めとしては自給率向上こそが正に攻めだらうといった御趣

旨だと思います。「攻めの農林水産業」の資料2の1ページの右の方に自給率の向上というのはうたってございます。こういったことが究極の目的にもなりますし、「攻めの農林水産業」を展開することが自給率の向上につながることは間違いございませんので、そういう位置付けとさせていただいているところでございます。

それから、部会長から、食べ残し、本体の85ページにつきまして御指摘をいただきました。おっしゃるとおり、数字で見ると、数字の差が広がっているという実態があって、ただその原因というのは分析がなかなかできないところではありますけれども、食べ残しや廃棄が増えているという実感と合っているものですから、そういうものだろうということでこれまで考えられておりました。それで、表現ぶりとしては、食べ残しや廃棄の目安と位置付けることができますという、原因がよく分からぬまま、実感と大体合っているということで、こういった表現とさせていただいているところではございますけれども、その辺につきまして、また一工夫あれば、させていただきたいと思います。

○中嶋部会長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、時間がかなり過ぎてしましましたので、まだ十分にお答えしていない部分もあるかもしれませんけれども、これで御議論は終了させていただきたいと思います。

「攻めの農林水産業」の施策に関しても、たくさんの意見をいただきましたので、この施策の推進の中で生かしていただければと考えております。

それから、平成24年度食料・農業・農村白書についての審議、これもいろいろ御意見をいただきました。この白書につきましては、本日の御議論やその後の情勢の変化を踏まえた調整が今後必要になると思っております。委員の皆さんからいただいたご意見に関する修正につきましては、後日個別にご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今後修正・調整が必要と考えられる部分については、私部会長に一任いただくことで進めたいと思っておりますが、ということを前提に、事務局案を企画部会として承認させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中嶋部会長 ありがとうございます。

本企画部会の議決につきましては、審議会の議決とすることとされており、後ほど食料・農業・農村政策審議会として農林水産大臣に答申をいたしたいと思います。その後、6月中旬に予定されている閣議決定、公表という日程に沿って、政府の方でも必要

な手続を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、今申し上げましたように、お手元に配付した資料はこの後修正・変更される可能性がございますので、白書概要版以外の資料につきましては非公表とさせていただくということを御了解いただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から何か連絡がございましたら、お願ひいたします。

○折原情報分析室長 特にありません。

○中嶋部会長 分かりました。

それでは、長くなりました。申し訳ございません。

本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後3時48分 閉会